

県央保健所長告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年7月10日

県央保健所長 六本木 義 光

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称又は氏名	廃止年月日
0370102188	一般社団法人岩手県地域理学療法支援機構 附属訪問看護ステーションいわて	盛岡市上田一丁目 1番30号	一般社団法人岩手県地域理学療法支援機構	平成21年7月31日